

トラック運転者に係る労働時間の上限規制及び 改善基準告示の改正について

令和5年11月

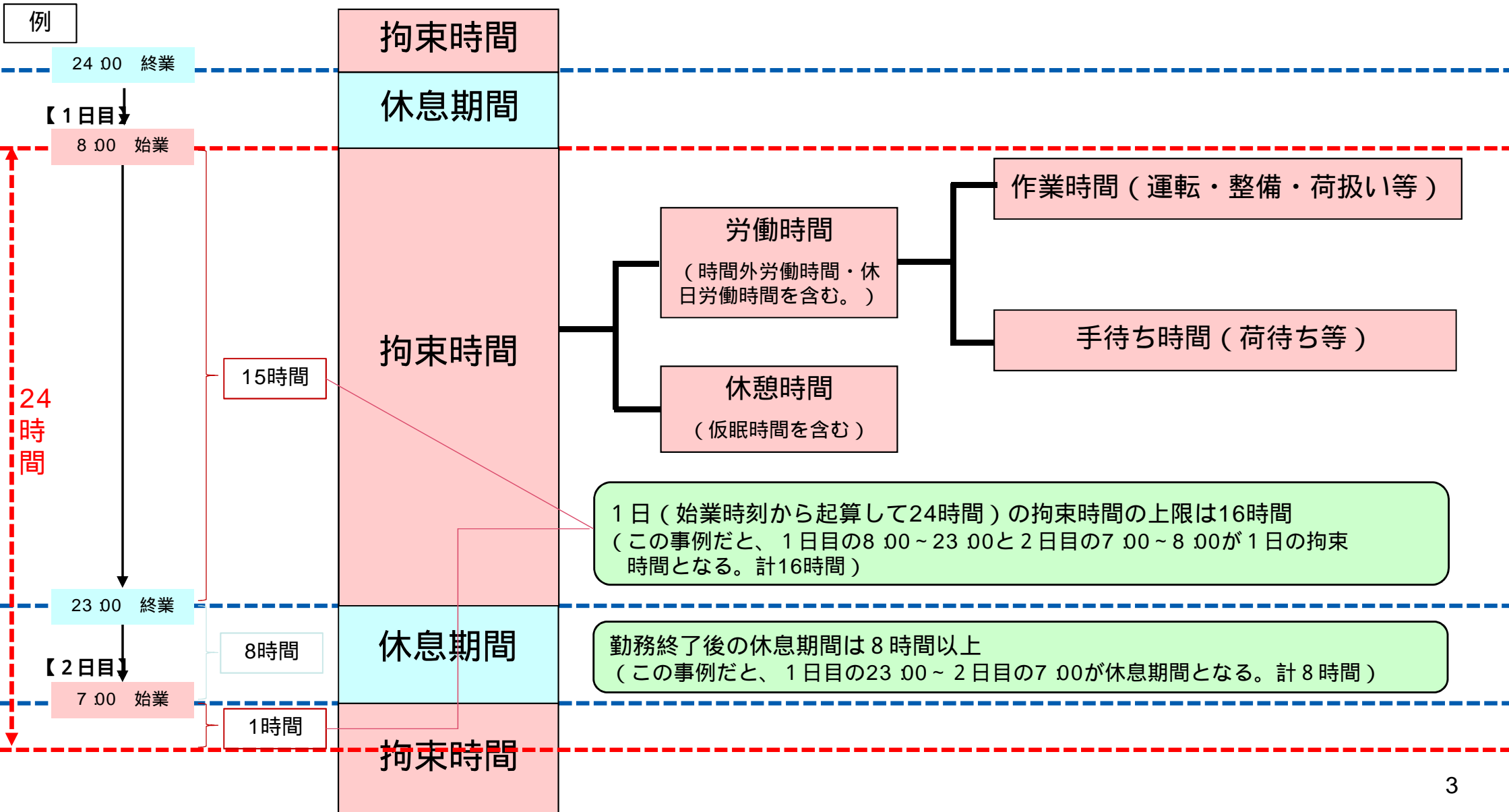
厚生労働省 岡山労働局

津山・笠岡・和気・新見労働基準監督署

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 労働時間の上限規制について
- 3 . 時間外・休日労働に関する協定（36協定）届
の様式改正について
- 4 . 各種支援策

拘束時間と休息期間の定義について

- ▶ 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▶ 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



1年、1か月の拘束時間

現行

- ▶ 拘束時間は、1か月について293時間を超えないものとする。
- ▶ ただし、拘束時間の延長に関する労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年間についての総拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を320時間まで延長することができる。

【注意】 1か月の拘束時間は9時間短縮？

1か月の拘束時間の改正前後の差：293時間 - 284時間 = 9時間
毎月、上限の拘束時間（労使協定なし）を12か月続けると

現行 293時間 × 12か月 = 3516時間で改善基準内

改正後 284時間 × 12か月 = 3408時間で改善基準超過

仮に、年間の総拘束時間を各月で平準化した場合でみると、

改正後 3300時間 ÷ 12か月 = 275時間

現行の上限293時間との差は

293時間 - 275時間 = 18時間

改正後

【原則】

- ▶ 拘束時間は、年間の総拘束時間が3,300時間、かつ、1か月の拘束時間が284時間を超えないものとする。

【例外】

- ▶ ただし、拘束時間の延長に関する労使協定により、年間6か月までは、年間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、
1か月の拘束時間を310時間まで延長することができるものとする。この場合において、1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとし、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。



【年間の総拘束時間3,300時間という時間設定について】

法定労働時間、労働した場合の1か月あたりの拘束時間は

1年間の法定労働時間：40時間 × 52週 = 2,080時間

1年間の休憩時間：1時間 × 5日 × 52週 = 260時間

(2,080時間 + 260時間) ÷ 12か月 = 195時間

3,300時間 ÷ 12か月 = 275時間

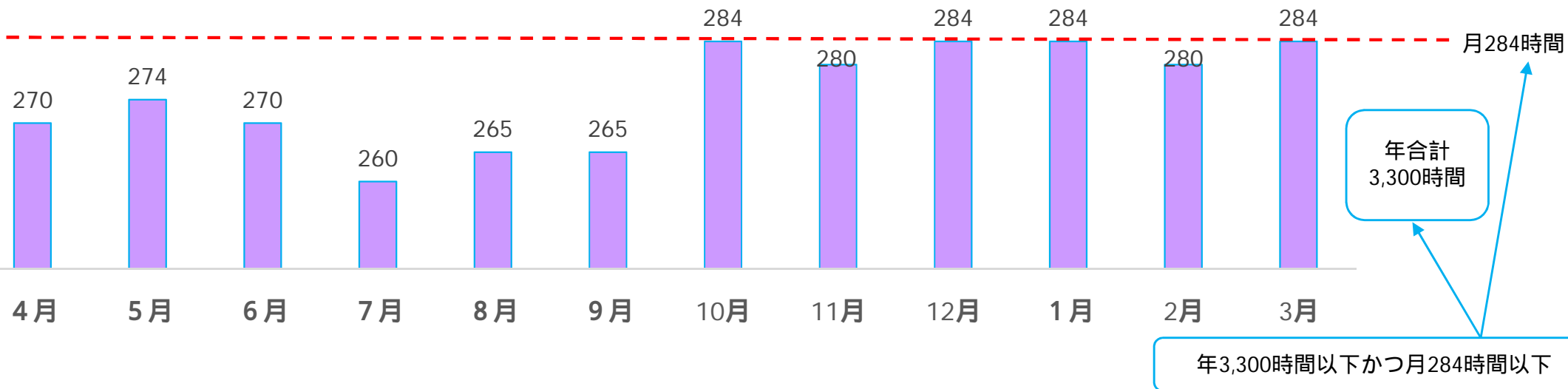
275時間 - 195時間 = 80時間

3,300時間という時間設定は、**1か月当たりの時間外労働・休日労働が80時間になる水準**

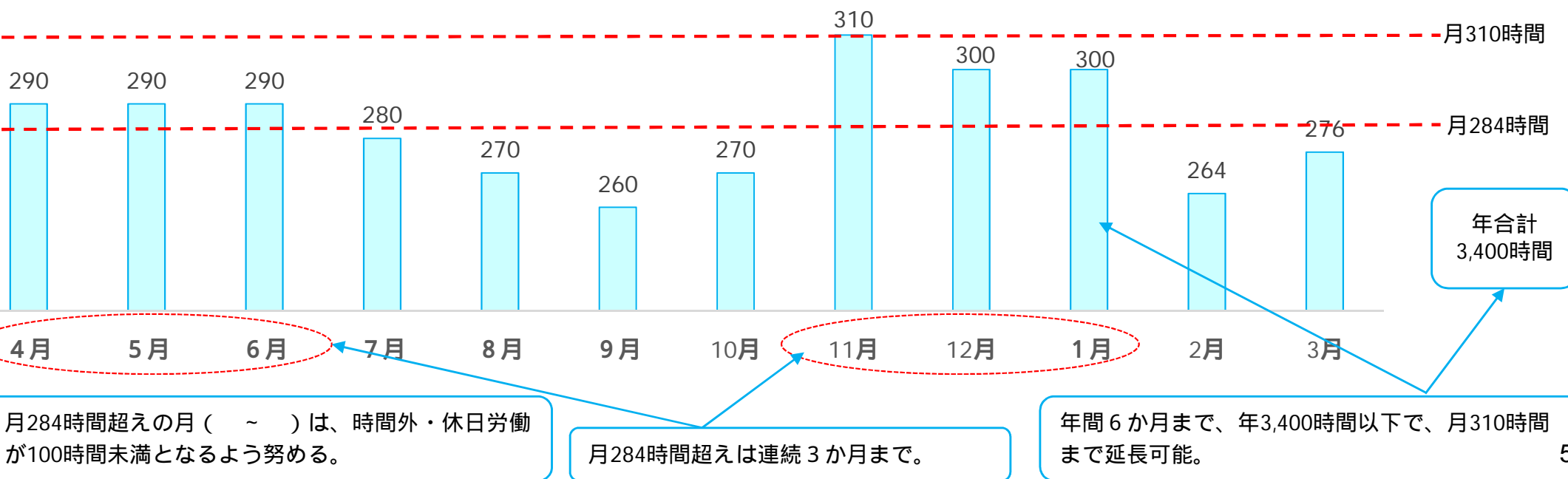
この計算は、事業場ごとの所定労働時間や休憩時間の違いや、月の日数の違いを考慮していないため、あくまでも「目安」です。

改正の内容（1か月の拘束時間）

【例1】（1か月の拘束時間の原則）



【例2】（1か月の拘束時間の例外） 拘束時間の延長に関する労使協定の締結が必要



1 箇月及び 1 年の拘束時間の延長に関する労使協定書（例）

【 労使協定で定める事項 】

- ・ 協定の対象者
- ・ 1 年について、各月及び年間合計の拘束時間
- ・ 協定の有効期間
- ・ 協定変更の手続

284時間を超えることができるのは年6か月まで

拘束時間の延長に関する協定書は、労働基準監督署に届け出る必要はありません。

就業規則や36協定と同様に、労働者が見やすい場所に掲示する等の方法で労働者に周知してください。

1 箇月及び 1 年の拘束時間の延長に関する協定書（例） （トラック運転者）

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

1 箇月の上限：310時間

1 年の上限：3,400時間

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 1 箇月及び 1 年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は 1 日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295 時間	284 時間	245 時間	267 時間	300 時間	260 時間	250 時間	295 時間	310 時間	300 時間	284 時間	310 時間	3,400 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年 4 月 1 日から〇年 3 月 31 日までとする。
- 4 本協定に基づき 1 箇月及び 1 年の拘束時間を延長する場合においても、1 箇月の時間外・休日労働時間数が 100 時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14 日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

284時間超は連続3か月まで

〇年〇月〇日

以上

〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
（〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）

〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

1日の拘束時間

現行

- ▶ 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は16時間とする。
この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

改正後

【原則】

1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は15時間とする。

【例外】

ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送（1）であり、かつ、一の運行（2）における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。

この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

- 1 一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。
- 2 自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。

1日の休息期間

現行

- ▶ 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

改正後

【原則】

休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

【例外】

ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り、継続8時間以上とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする（ ）。

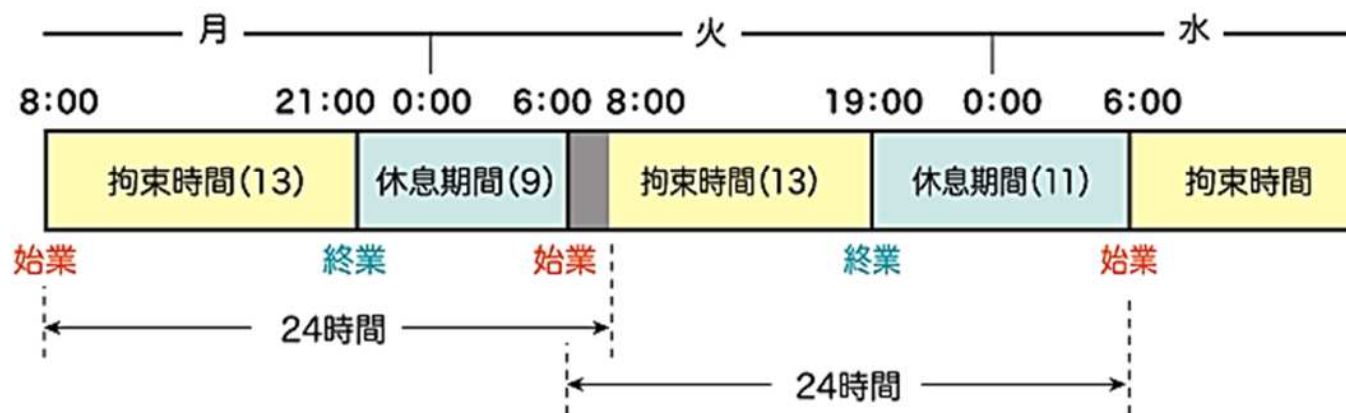
一の運行における休息期間のいずれかが9時間を下回る場合には、
当該一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

改正の内容（1日の拘束時間・休息期間の原則）

【例】1日の拘束時間・休息期間の原則（改正後）

1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、始業時刻から起算した24時間の拘束時間によりチェックしてください。

(図) 各日の拘束時間の合計



※ 灰色の部分は、月曜日から始まる1日の拘束時間と火曜日から始まる1日の拘束時間が重なる時間帯

図に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

- ① 月曜日から始まる1日(始業時刻8:00からの24時間)の拘束時間
 - ・ 月曜日 始業8:00～終業21:00 13時間
 - ・ 火曜日 始業6:00～8:00 2時間合計15時間
- ② 火曜日から始まる1日(始業時刻6:00からの24時間)の拘束時間
 - ・ 火曜日 始業6:00～終業19:00 13時間

改正の内容（1日の拘束時間・休息期間の原則）

【例】1日の拘束時間・休息期間の原則（改正後）

1日の拘束時間14時間超は週2回までが目安です。

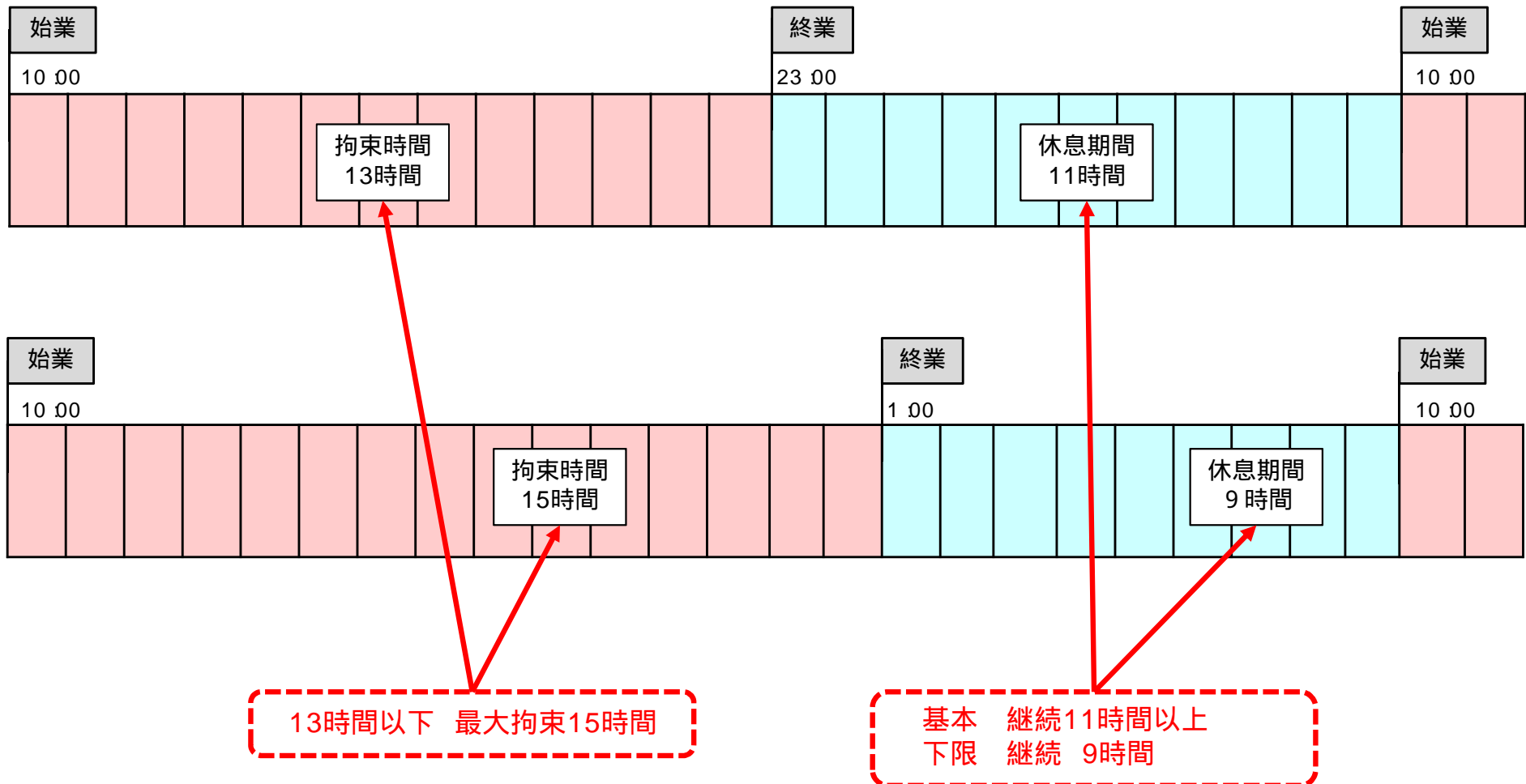
(図)【原則】



・1日の拘束時間が14時間を超える回数は、月曜日の15時間の1回のみで、1週について2回までの目安を満たしています。

改正の内容（1日の拘束時間・休息期間の原則）

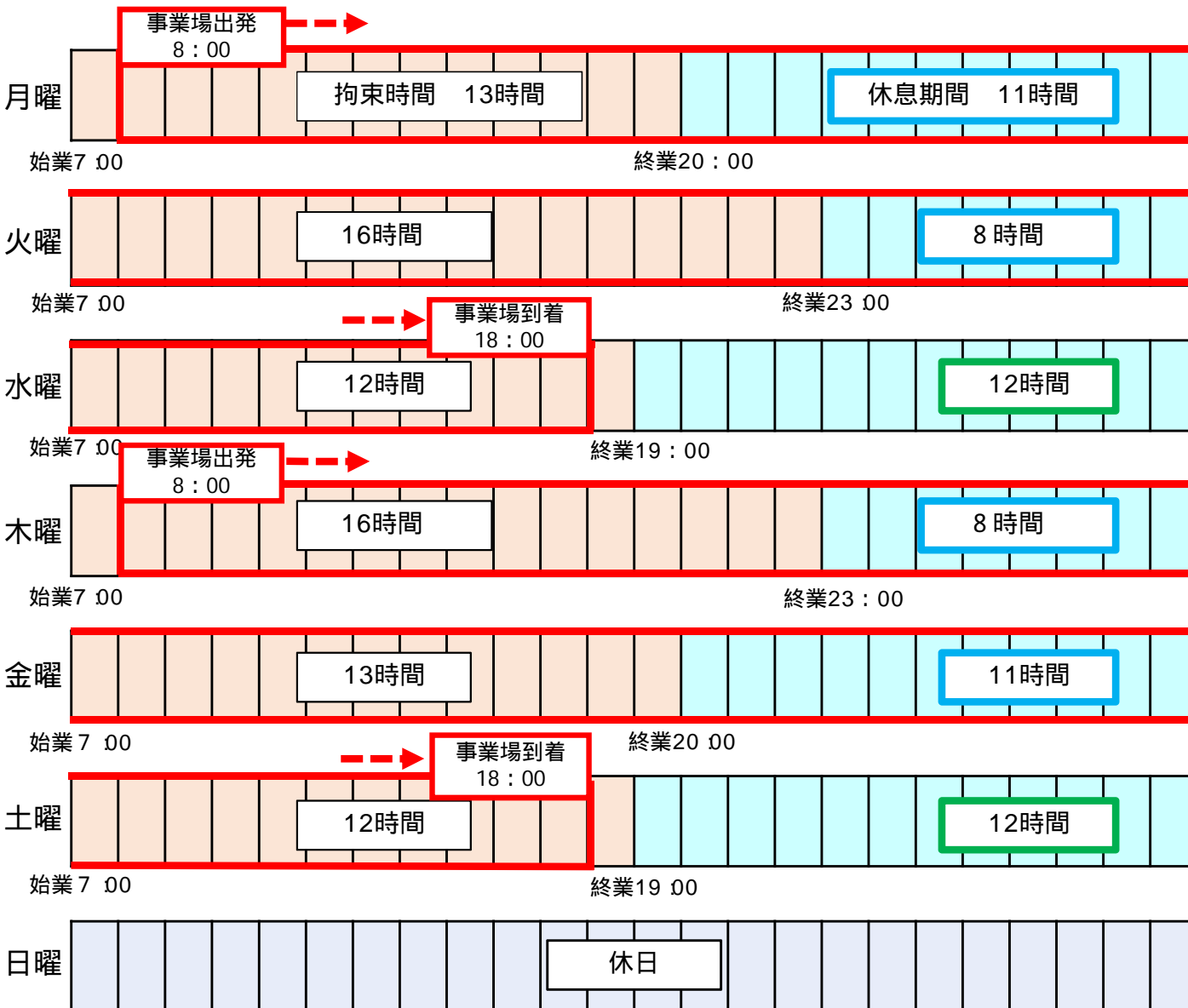
【例】1日の拘束時間・休息期間の原則（改正後）



改正の内容（1日の拘束時間・休息期間の例外）

【例】1日の拘束時間・休息期間の例外（改正後）

1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は、当該1週間について2回に限り、最大拘束時間は16時間とし、休息期間は継続8時間以上。



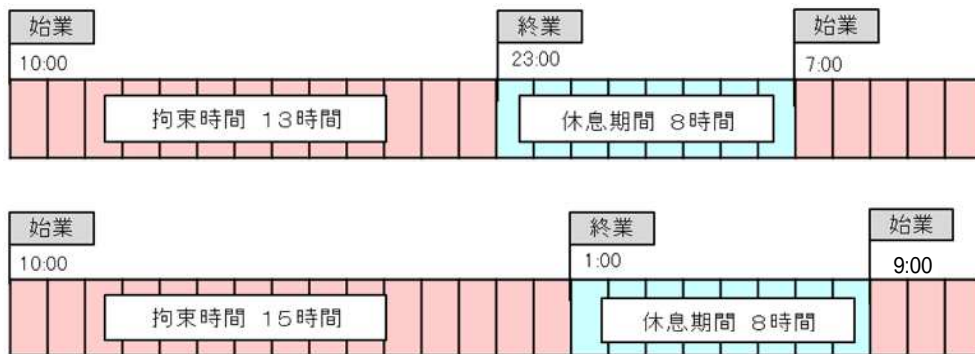
- 1週間における運行 がすべて長距離貨物運送（走行距離450km以上）
- 一の運行中における休息期間 が、住所地以外の場所
- 一の運行終了後の休息期間 は継続12時間以上

改正の内容（休息期間の考え方）

改正前

○継続 8 時間以上の休息期間

【例】

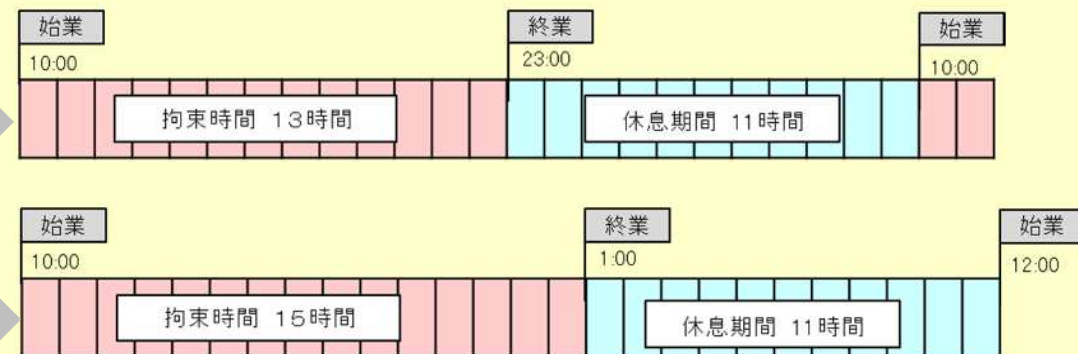


改正後

○継続11時間以上の休息期間を
与えるよう努めることを **基本**

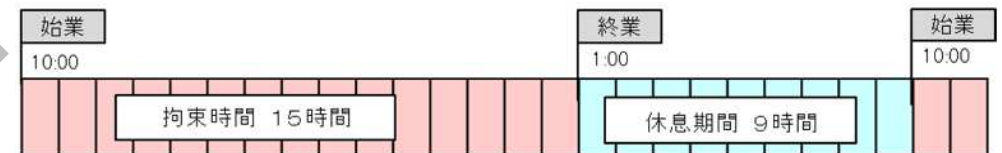
○継続 9 時間を下回らない

基本



上記のような勤務
になるよう自主的
改善の努力が必要

「基本」である11時間以上の休息期間が確保されるよう、労使の自主的な改善に向けた努力が必要とされる。



運転時間、連続運転時間

現行

《運転時間》

- ▶ 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

《連続運転時間》

- ▶ 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。

改正後

《運転時間》

- ▶ 現行どおり

《連続運転時間》

【原則】

- ▶ 連続運転時間(1回が概ね連続10分以上()で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下同じ。)は、4時間を超えないものとする。当該運転の中断は、原則休憩とする。

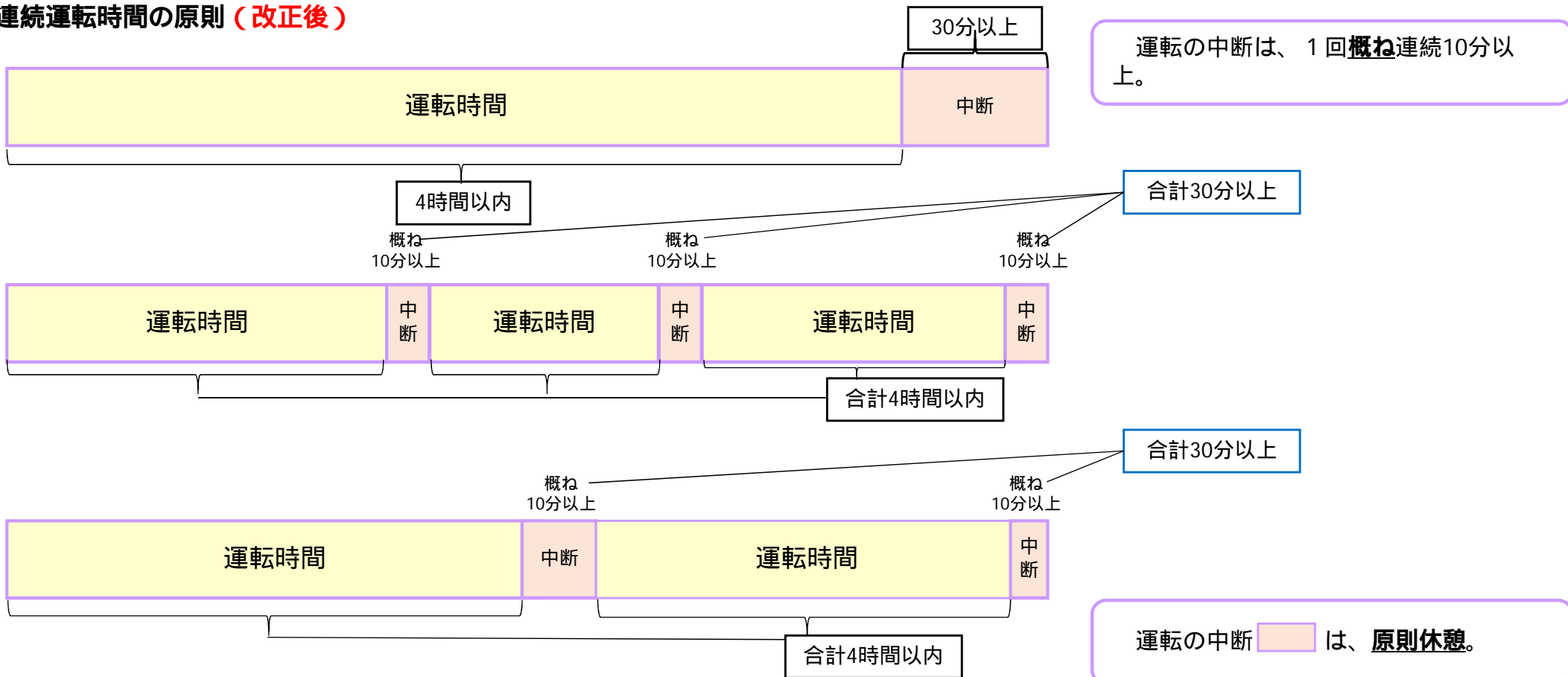
()通達において、10分未満の運転の中断が3回以上連続する場合は「概ね連続10分以上に該当しない。」とされている。

【例外】

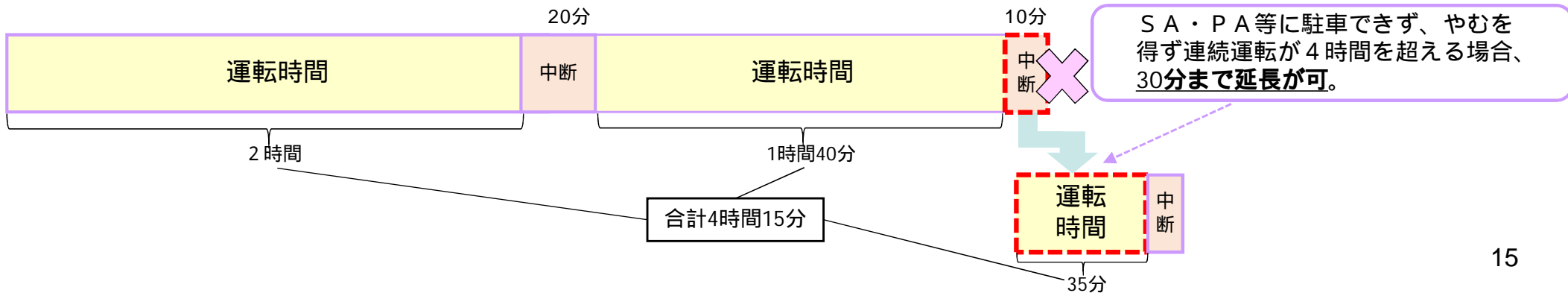
- ▶ ただし、サービスエリア、パーキングエリア等に駐車又は停車できないことにより、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、30分まで延長することができるものとする。

改正の内容（連続運転時間）

【例】連続運転時間の原則（改正後）



【例】連続運転時間の例外（改正後）



例外的な取扱い

新設

- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。
- ▶ 勤務終了後は、通常どおりの休息期間（ ）を与えるものとする。
（ ）休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

（具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

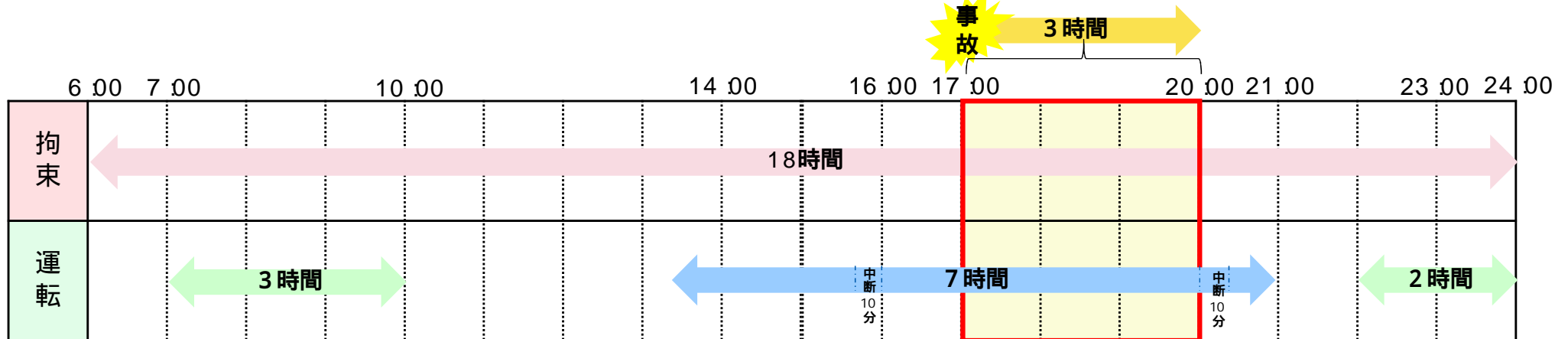
予期し得ない事象の考え方について（トラック）

- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し（ア～エに掲げる場合に限る）、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。ただし、勤務終了後は、通常どおりの休息期間（ ）を与えるものとする。

（ ） 休息期間は、勤務終了後、継続1時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

（例） 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合（ウ） 道路封鎖、渋滞への対応に要した時間



- 拘束時間 18時間 - 3時間 = 15時間（1日の拘束時間の基準を満たす）
（ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間 - 休憩時間）
- 運転時間 12時間 - 3時間 = 9時間（前後の日のいずれかが9時間以下なら基準を満たす）
- 連続運転時間 7時間 - 3時間 = 4時間（連続運転時間（4時間以下）の基準を満たす）

考え方

- ▶ 予期し得ない事象に対応した時間について、1日の拘束時間、運転時間、連続運転時間から除くことができるが、1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- ▶ 予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与える必要がある。

特例（分割休息）

現行

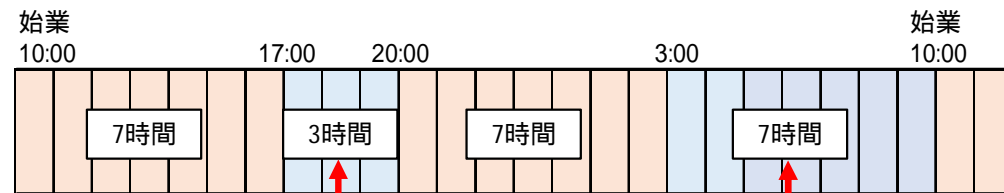
- ▶ 業務の必要上、勤務終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ 一定期間は、原則として2週間から4週間程度とし、業務の必要上やむを得ない場合であっても2か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるものとする。

改正後

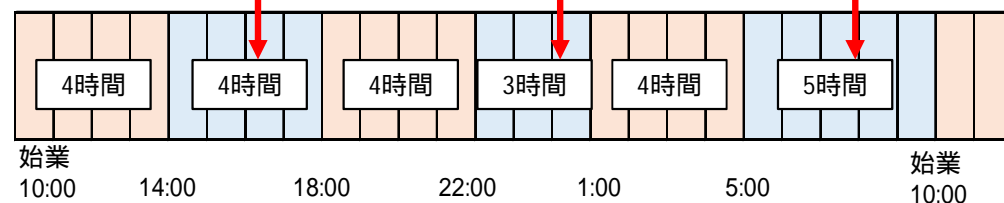
- ▶ 業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上（ ）の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
（ ）長距離貨物運送に従事する自動車運転者であって、1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は継続8時間以上
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ なお、一定期間は、1か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるが、3分割された休息期間は1日において合計12時間以上でなければならないものとする。
- ▶ この場合において、休息期間が3分割される日が連続しないよう努めるものとする。

【例】（改正後）

■ 拘束時間 ■ 休息期間



- ・ 1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上
- ・ 3分割の場合は、合計12時間以上



特例（2人乗務）

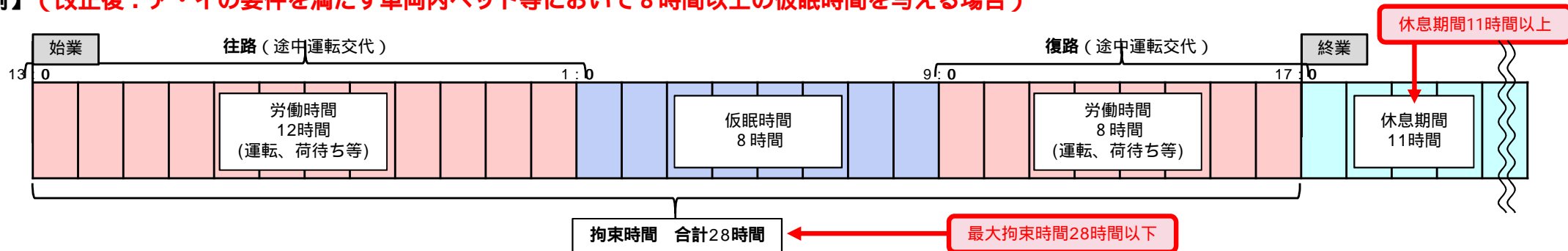
現行

- ▶ 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間は4時間まで短縮することができる。

改正後

- ▶ 現行どおり
- ▶ ただし、当該設備が次のいずれにも該当する車両内ベッド又はこれに準ずるもの（以下「車両内ベッド等」という。）であるときは、拘束時間を24時間まで延長することができる。
また、当該車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長することができる。
この場合において、一の運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるものとする。
ア 車両内ベッドは、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること。
イ 車両内ベッドは、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。

【例】（改正後：ア・イの要件を満たす車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合）



特例（隔日勤務、フェリー）

現行

【隔日勤務の特例】

- ▶ 2 暦日における拘束時間は、2 1 時間を超えてはならないものとする。
- ▶ ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間について 3 回を限度に、この 2 暦日における拘束時間を 2 4 時間まで延長することができるものとする。この場合においても、2 週間における総拘束時間は 1 2 6 時間（2 1 時間× 6 勤務）を超えることができないものとする。
- ▶ 勤務終了後、継続 2 0 時間以上の休息期間を与えなければならないものとする。

【フェリー特例】

- ▶ フェリー乗船時間は、原則として、休息期間として取り扱うものとする。
- ▶ 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。

ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の 2 分の 1 を下回ってはならないものとする（ 1 ）。

（ 1 ） 2 人乗務の場合を除く

なお、フェリー乗船時間が 8 時間（ 2 ）を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始されるものとする。

（ 2 ） 2 人乗務の場合には 4 時間、隔日勤務の場合には 20 時間

改正後

【隔日勤務の特例】

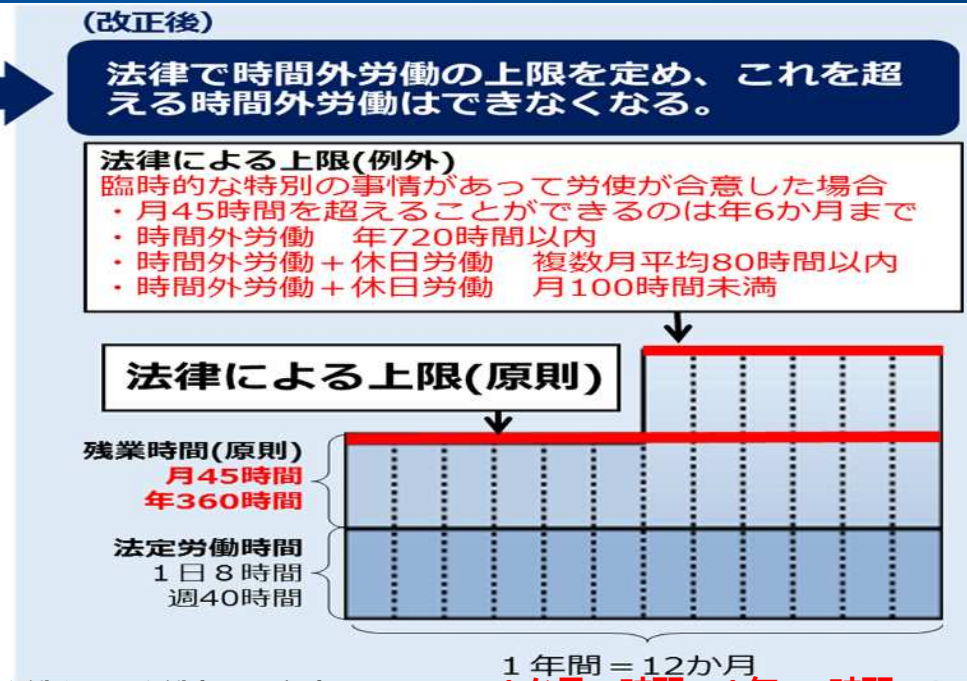
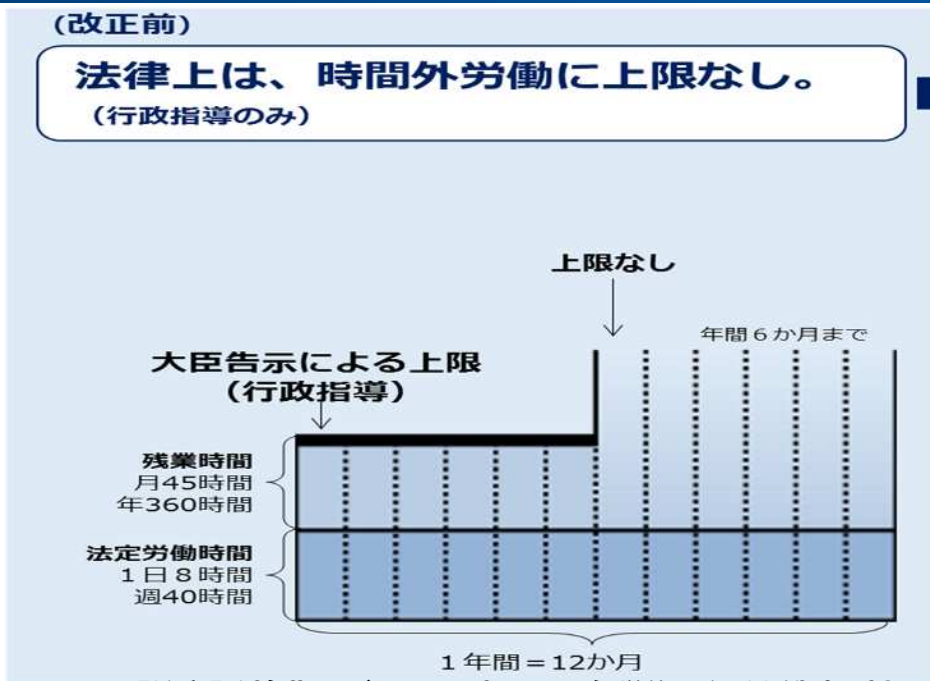
- ▶ 現行どおり

【フェリー特例】

- ▶ 現行どおり

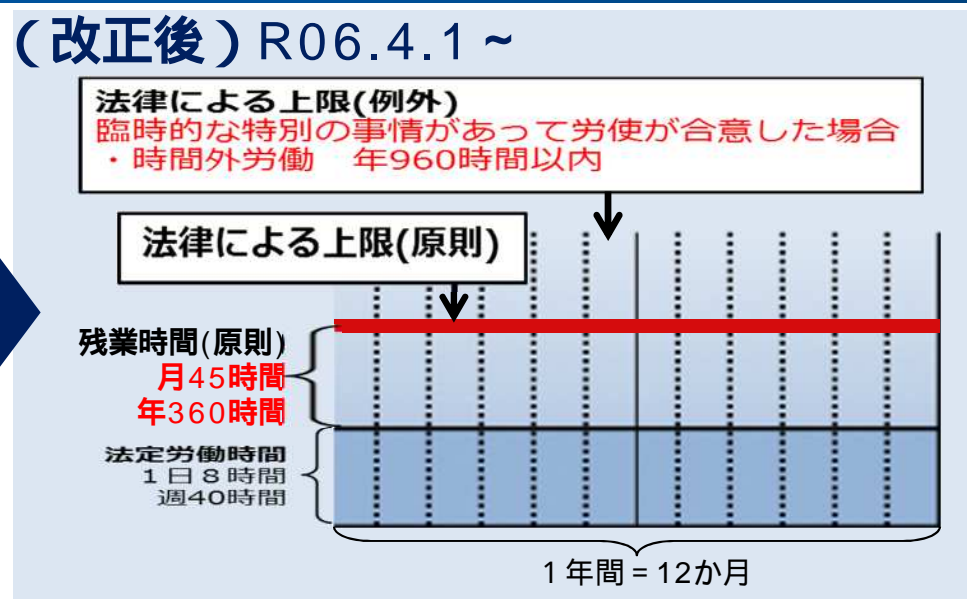
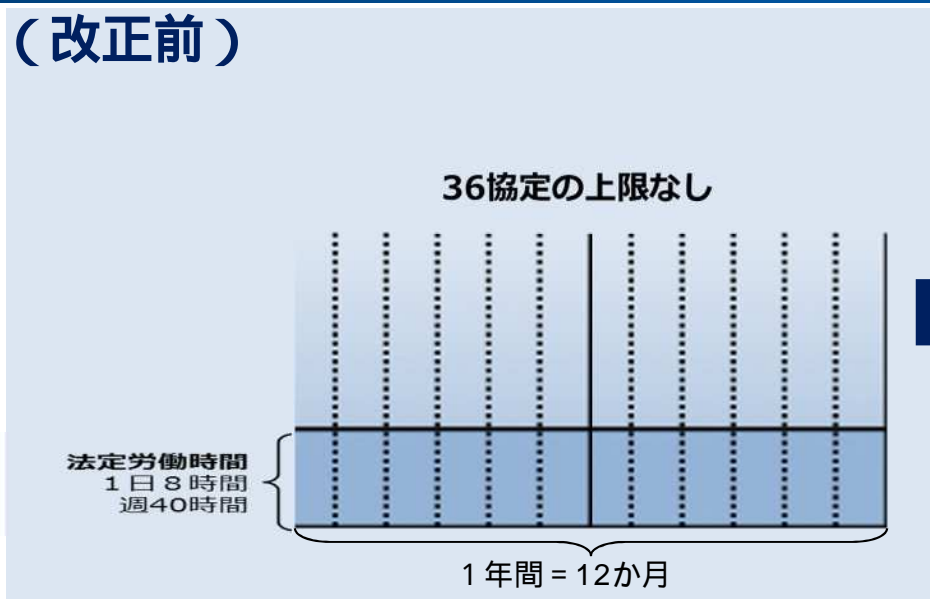
- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 労働時間の上限規制について
- 3 . 時間外・休日労働に関する協定（36協定）届
の様式改正について
- 4 . 各種支援策

時間外労働・休日労働に係る上限規制の概要（一般）



【注意】対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

時間外労働・休日労働に係る上限規制の概要（自動車運転の業務）



【注意】対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

3 6 協定の締結に当たってご留意いただく事項

労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針

(平成30年厚生労働省告示第323号)

POINT

- 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめる。(第2条:労使当事者の責務)
- 使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負うこと。
労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意。(第3条:使用者の責務)
- 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にすること。(第4条:業務区分の細分化)
- 臨時的な特別の事情がなければ限度時間(月45時間・年360時間)を超えられないこと。
限度時間を超える必要がある場合は、できる限り具体的に定めること。
限度時間にできる限り近づけること。(第5条:限度時間を超えて延長時間を定めるに当たっての留意事項)



特別条項で延長する場合、月末2週間と翌月初2週間の4週間に160時間の時間外労働を行わせるといったような、短期に集中して過重な労働となることは望ましくないことに留意

- 1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間()を超えないよう努めること。
() 1週間: 15時間、2週間: 27時間、4週間: 43時間 (第6条: 1か月に満たない期間において労働する労働者についての延長時間の目安)
- 休日労働の日数・時間数をできる限り少なくするよう努めること。(第7条: 休日の労働を定めるに当たっての留意事項)
- 特別条項付き36協定で定める健康福祉確保措置は、次に掲げるもののうちから協定することが望ましいこと。
労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。(第8条: 健康福祉確保措置)
深夜労働の回数を1か月について一定回数以内とすること。
終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。(勤務間インターバル)
労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること。
必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
限度時間の適用除外業務(研究開発業務)でも、限度時間を勘案し、上記の健康福祉確保措置を協定するよう努めること。(第9条)



健康確保措置の実施状況に関する記録は、協定の有効期間満了後3年間保存しなければならない。(労基則第17条第2項)

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 労働時間の上限規制について
- 3 . 時間外・休日労働に関する協定（36協定）届
の様式改正について
- 4 . 各種支援策

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式について

令和6年4月1日以降に使用する36協定届の様式一覧

様式	備考
様式第9号	～ に該当しない事業場
様式第9号の2	～ に該当しない事業場（特別条項）
様式第9号の3	新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務
様式第9号の3の2	工作物の建設の事業（災害時における復旧・復興の事業に限る。）が含まれている場合
様式第9号の3の3	工作物の建設の事業（災害時における復旧・復興の事業に限る。）が含まれている場合（特別条項）
様式第9号の3の4	労働者に自動車運転の業務を行う者が含まれている場合
様式第9号の3の5	労働者に自動車運転の業務を行う者が含まれている場合（特別条項）
様式第9号の4	労働者に特定医師が含まれている場合
様式第9号の5	労働者に特定医師が含まれている場合（特別条項）

事業場の人員体制によっては、若しくは で36協定を届け出ることがある。

（例）自動車運転者が在籍していない営業所等で、事務職、荷役作業員等に係る36協定を届け出の場合

及び は、「36協定の対象労働者に自動車運転の業務を行う者が含まれている場合」と定められているため（労基則第70条）。

労働基準監督署に届け出る36協定届

~ こう変わります ~

~ 令和6年3月31日

事業場の労働者の在籍状況 (36協定の対象労働者)	様式の組合せ
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転者 ・自動車運転者以外の者 	様式第9号 + 様式第9号の4 (特別条項を定める場合) 様式第9号の2 + 様式第9号の4
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転者のみ (自動車運転者以外の者が在籍していない場合等) 	様式第9号の4
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転者以外の者のみ (自動車運転者が在籍していない場合等) 	様式第9号 (特別条項を定める場合) 様式第9号の2

令和6年4月1日~

事業場の労働者の在籍状況 (36協定の対象労働者)	様式の組合せ
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転者 ・自動車運転者以外の者 	様式第9号の3の4 (特別条項を定める場合) 様式第9号の3の5 従来のように、別途様式第9号若しくは第9号の2を届け出る必要はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転者のみ (自動車運転者以外の者が在籍していない場合等) 	様式第9号の3の4 (特別条項を定める場合) 様式第9号の3の5
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転者以外の者のみ (自動車運転者が在籍していない場合等) 	様式第9号 (特別条項を定める場合) 様式第9号の2

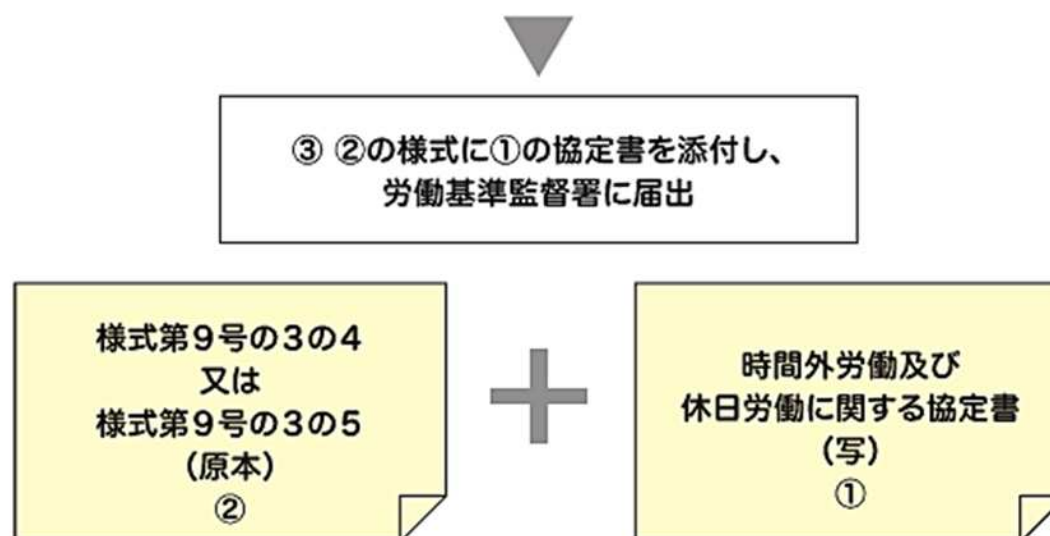
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式について

〈届出までの流れ〉



※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、
自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、
自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。



・控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。

・36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

時間外労働・休日労働に関する協定書（例）

時間外労働及び休日労働に関する協定書（例）

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇（〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇）は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総称を超える労働（以下「時間外労働」という。）並びに労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に該当しない労働者	季節的な需要、売上の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な運送事情の変化等に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	季節的な需要、売上の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	季節的な需要、売上の増加に対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者（トラック）については、前項の規定により時間外労働を行わせることにより「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の日数並びに始業及び終業の時刻
季節的な需要、売上の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20人	・法定休日のうち、2週を過ぎて1日 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的な需要、売上の増加に対処するため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4週を過ぎて2日 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者（トラック）については、前項の規定により休日労働を行わせることにより、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

	臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	1日	1箇月	1年
				延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる日数	延長することができる時間数
① 下記に該当しない労働者	突発的な顧客需要、売上の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	4日	60時間
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	3日	55時間
② 自動車の運転業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、売上の増加に対処するため	自動車運転者（トラック）	20人	6時間	8日	75時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は35%とする。
なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事後申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	・対象労働者への医師による医師指導の実施 ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促すための取組 ・職場での対応調整会議の開催

4 自動車運転者（トラック）については、第1項の規定により時間外労働を行わせることにより改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働の時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者（トラック）については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1箇月について100時間未満となるよう努めるものとする。

2 自動車運転者（トラック）以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者（トラック）については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに当該労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに当該労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日とする。

〇年3月12日

〇〇運輸株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印
又は 〇〇運輸労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印
〇〇運輸株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について （新旧様式の比較） 特別条項を定めない場合

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		期間
		（〒 ー ー）	（電話番号： ー ー ー ー）	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数
				1日
① 下記②に該当しない労働者				
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者				
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
氏名 氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、平等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者 氏名 氏名

労働基準監督署長殿

（旧様式）～R6.3.31

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の3の4（第70条関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間
		（〒 ー ー）	（電話番号： ー ー ー ー）	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日)	延長することができる時間数
				1日
① 下記②に該当しない労働者				
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者				
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (休業)	労働させることができる法定休日 の日数
				労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く）。 （チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
氏名 氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、平等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者 氏名 氏名

労働基準監督署長殿

（新様式）R6.4.1～ 「様式第9号の3の4」

- 「延長することができる時間数」
1日、1箇月、1年について延長することができる時間
- 「起算日（年月日）」欄の追加
- 「労働させることができる法定休日の日数」欄と
「労働させることができる法定休日における始業及び終業時刻」欄の分離
- 「チェックボックス」欄の追加

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の記載例 特別条項を定めない場合

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働
休日労働 に関する協定届

様式第9号の3の4 (第70条関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間
一般貨物自動車運送業 (トラック)	〇〇運輸株式会社 〇〇支店	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	〇〇〇〇年4月1日 から1年間

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□
法人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
					1日		1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため 一時的な道路事情の変化等に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
		運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	300時間
		自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
		経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	7.5時間	毎週2回	法定休日のうち、 2週を通じて1回	9:00~23:00			
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7.5時間	毎週2回	法定休日のうち、 4週を通じて2回	9:00~23:00			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について160時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと (自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 山田 花子 (又は 〇〇運輸労働組合)

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

(チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

〇〇 労働基準監督署長殿

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について 特別条項を定める場合（1ページ目）

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
		（〒 — — — — — ）	（電話番号： — — — — — ）	（ ）	（ ）	
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (歳18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数	期間
					1日	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (歳18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数	期間
					1日	
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (歳18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名
 協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること、（チェックボックスに要チェック）
 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される改選、選挙等の方法による手段により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。（チェックボックスに要チェック）
 年 月 日

使用者 職名 氏名
 労働基準監督署長殿

（旧様式）～R6.3.31

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の3の5（第70条関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
		（〒 — — — — — ）	（電話番号： — — — — — ）	（ ）	（ ）	
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (歳18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数	期間
					1日	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (歳18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数	期間
					1日	
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (歳18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定 休日の数	労働させることができる法定 休日以外の日数

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く）。（チェックボックスに要チェック）

（新様式）R6.4.1～ 「様式第9号の3の5」

1ページ目については、特別条項を定めない場合の36協定届とおおむね同じ内容（P29を参照。）。

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について 特別条項を定める場合（2ページ目：新設）

時間外労働・休日労働に関する協定届（特別条項）
様式第9号の3の5（第70条関係）

臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を含まない時間数。③については100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみを算入した時間数。①については720時間以内、②については960時間以内とする。)	
			延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数	延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させる回数
① 下記②以外の者								
② 自動車の運転の業務に従事する労働者								
限度時間を超過して労働させる場合における手続								
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置			(該当する番号)			(具体的内容)		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く）。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)								
協定の成立年月日 年 月 日								
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名								
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)）								
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を締結することを明らかにして実施される投票、平等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)。								
年 月 日								
使用者 職名氏名								
労働基準監督署長殿								

	1か月	1年
原則	45時間 (42時間)	360時間 (320時間)
特別条項 (自動車運転者以外)	100時間未満 (休日労働含む。)	720時間 (休日労働含まない。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数月平均80時間以内（休日労働含む。） ・ 特別条項適用回数は年6回まで 	
特別条項 (自動車運転者)	-	960時間 (休日労働含まない。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数月平均に係る上限はない。 ・ 特別条項適用回数に制限はない。 	

「自動車の運転の業務に従事する者以外の者」を記載する欄
(例) 事務職、荷役作業者等

限度時間を超過して労働させる場合の割増賃金率も記載してください。

「自動車の運転の業務に従事する者」を記載する欄

限度時間を超過して労働させる場合の割増賃金率も記載してください。

限度時間を超過して労働させる場合における手続等を記載する欄

「チェックボックス」欄

「起算日」欄

上限時間（上記）の範囲内で特別条項を定める。

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の記載例 特別条項を定める場合

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

時間外労働
休日労働
に関する協定届(特別条項)

様式第9号の3の5(第70条関係)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		割増賃金率		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)			
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対応するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	560時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対応するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	760時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)※2 ①、⑥、⑨	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)												
<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)												
協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日												
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理担当事務員 氏名 山田 花子 (又は ○○運輸労働組合)												
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)												
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)												
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)												
○○○○年 3月 15日												
使用者 職名 代表取締役 氏名 田中 太郎												
○○ 労働基準監督署長殿												

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要で、1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。
 ※2 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。
 ①医師による面接指導 ②深夜業(22時～5時)の昼食制限 ③就業から就業までの休息期間の確保(勤務時間インターバル) ④代替休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥過労休養の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧産業医 ⑨就業改善による助言・指導や保健指導 ⑩その他

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 労働時間の上限規制について
- 3 . 時間外・休日労働に関する協定（36協定）届
の様式改正について
- 4 . 各種支援策

各種支援策 助成金のご案内

厚生労働省 働き方改革特設サイト 支援のご案内

ホーム > 助成金のご案内

<https://hatarakikatakakaku.mhlw.go.jp/subsidy.html>

厚生労働省 働き方改革のポイン ト 助成金のご案内 無料相談窓口 お立ちこ ンタツク SPECIAL 大学サイズの実 験 大 特 大

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金

「働き方改革推進支援助成金」は、労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組み中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

長時間労働の見直しのため、働く時間の短縮等に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

是非ご利用ください。

[働き方改革推進支援助成金について](#)

業務改善助成金

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も高い資金（事業場内専任資金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内専任資金を一定額以上引き上げた場合、その投資総額などにかかった費用の一部を助成します。

是非ご利用ください。

厚生労働省 働き方改革のポイン ト 助成金のご案内 無料相談窓口 お立ちこ ンタツク SPECIAL 大学サイズの実 験 大 特 大

キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、臨時労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、派遣改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、是非、この助成金制度をご利用ください。

[キャリアアップ助成金について](#)

[助成金のご案内](#) [無料相談窓口](#) [中小企業専任資金](#)

利用対象：リンク・専任労働者 個人事業主兼労働者 両立労働者 アパート・シェアリングオフィス サイクルシェアリング（ヘルプ） 非営利NPO等 ホームワークの促進

厚生労働省 個人情報保護方針 両立労働者 労働者派遣法 両立労働者 アパート・シェアリングオフィス サイクルシェアリング（ヘルプ） 非営利NPO等 ホームワークの促進

法人番号 5000015079201 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-2-2 電話番号 03-6263-3111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare

全業種向けの
「働き方改革推進支援助成金」
「業務改善助成金」
「キャリアアップ助成金」
のご案内となります。



各種支援策 お役立ち情報等のご提供

厚生労働省 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

ホーム > トラック運転手TOPページ

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck>



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック運転者 バス運転者 ハイヤー・タクシー運転者

いま、考えてみませんか？
**物流を支える
トラック運転者**
のこと。

トラック運転者トップページ

改善基準告示を守るためのポイントは？
企業の方々が集い、対策をする
パネルディスカッション
を開催します。 [詳しくはこちら](#)

荷主企業の方へ
物流の効率化に向けて、
荷主企業の方々が集い、意見交換をする
**荷主連携マッチング
あい積ミーティング**
を開催します。 [詳しくはこちら](#)

改善基準告示

トラック運転者の改善基準告示

- 改善基準告示とは？
- 改善基準告示改正のポイント

トラック運転者の改善事例

- 改善事例はこちらから



改善基準告示関係資料(令和4年度改正)
改善基準告示のQ&A

企業の皆さまへ

簡単自己診断

- 荷主の皆さま向け
- 事業者の皆さま向け
- 簡単自己診断レポート

情報いろいろ宝箱

- 荷主の皆さまへ
- 事業者の皆さまへ

改善ハンドブック

- 改善ハンドブック(PDF)

トラック運送事業者・発着荷主の皆さまへ

トラック運送事業者の皆さまへ

発着荷主の皆さまへ

特別相談センター
2022年8月1日から、相談受付開始!

特別相談センターポスター・リーフレット

- ポスター
- リーフレット

国民の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向け、改善事例、解説動画、簡単自己診断ツール、相談窓口の案内等の様々な情報を発信しています。



各種支援策 相談窓口のご案内

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/consultation>

トラック運転手の長時間労働改善のための専門の相談窓口です。運送事業者の方、発着荷主の方からのご相談に、業界に詳しい労務管理や物流改善の専門家が対応します。

【相談例】

トラック運転手の時間外労働の削減に向けて、荷主に協力してもらいたいが、どう話し合えばいいかわからない。



岡山働き方改革推進支援センター

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/okayama/>

トラック運転手に限らず、労務管理全般に対して、働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が対応します。

【相談例】

事務員も含めた、事業所の労働者全員に対する処遇改善、雇用管理改善等の働き方改革に取り組んでいきたい。



ご清聴ありがとうございました